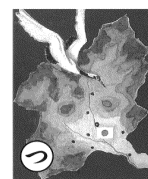




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月8日（金） 第9865号

目次

	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計管理課）	3
公 告	
○肥料の登録有効期間の更新（技術支援課）	3
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	3
○土地改良区の定款変更認可（同）	3
○同	4

■ 告 示

◎群馬県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年1月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡中之条町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第5号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年1月8日

群馬県知事 山本 一 太

山崎町1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱6号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	藤岡市		藤岡	南山	3094番4
2	同		同	同	3094番3
3	同		同	同	3094番1
4	同		同	同	3093番5
5	同		同	同	3093番1
6	同		同	同	同

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県藤岡土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第6号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年11月27日から適用する。

令和3年1月8日

群馬県知事 山本 一 太

「前橋市役所職員互助会 前橋市大手町二丁目12-1（前橋市役所内）
山田俊介 前橋市千代田町二丁目7-10（行政書士ふくろう事務所）」を「前橋市役所職員互助会 前橋市
大手町二丁目12-1（前橋市役所内）」に改める。

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年1月8日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10005号	乾燥菌体肥料	新進7.5乾燥菌体肥料	窒素全量 7.5% りん酸全量 3.5%	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社新進 東京都千代田区神田須田町二丁目19番地	令和6年1月8日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年1月8日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
岡登堰	理 事	新 任	三輪延也	みどり市笠懸町阿左美2126番地
	同	退 任	三輪泰夫	同 同 2264番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により群馬用水利土地改良区の定款の変更を令和2年11月19日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年1月8日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により牛田川除土地改良区の定款の変更を令和2年12月22日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年1月8日

群馬県知事 山本 一 太

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
